

平成十五年一月三十一日受領  
答 弁 第 七 号

内閣衆質一五六第七号

平成十五年一月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員岩國哲人君提出道路関係四公団民営化推進委員会委員の選考基準等に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員岩國哲人君提出道路関係四公団民営化推進委員会委員の選考基準等に関する質問に対する

答弁書

道路関係四公団民営化推進委員会設置法（平成十四年法律第六十九号）第四条第一項は、「委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する」と規定しているところ、お尋ねの委員七名については、同項に該当する者として、改革意欲に富み、国家・国民的視点に立ち、特定分野及び利害に偏することなく、公正な判断をなし得る方々を選任したところであり、委員としての判断をされるに当たっては、高速自動車道路の利用者の立場にも適切に配慮されるところと考えている。